

会 議 録

会 議 名	平成 29 年度第 3 回野田市公契約審議会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	長期継続契約等における最低額の運用について（公開）
日 時	平成 30 年 1 月 22 日（月）午後 1 時 15 分から午後 2 時 20 分まで
場 所	市役所高層棟 5 階 511・512 会議室
出席委員氏名	荒井 茂、倉田 耕介、戸邊 克己、森田 耕介、岡田 寿幸、原 崇人
事 務 局	今村 繁（副市長）、佐賀 忠（総務部長）、田路 欣順（管財課長）、松本和博（管財課長補佐）、初見 龍一（管財課契約係長）、中島 栄治（管財課契約係主任主事）
傍 聴 者	5 名
議 事	
平成 29 年度第 3 回野田市公契約審議会の会議結果（概要）は、次のとおりである。 1 開会 会長 平成 29 年度第 3 回野田市公契約審議会を開会いたします。委員 6 名全員が出席しており、野田市公契約条例第 14 条の 6 第 2 項の規定により、会議は成立しております。なお、5 名の方から傍聴の申出があり、これを許可いたしましたので御報告いたします。 2 議事 長期継続契約等における最低額の運用について 会長 それでは、議事に入ります。議事、長期継続契約等における最低額の運用について、事務局から説明をお願いいたします。 <資料 1～3 ページについて、管財課長から説明> 会長 審議会として、事務局案について了承するかしないかということになると思いますが、事務局案をもう一度お示ししていただいてよろしいでしょうか。 管財課長 設定条件により、どの職種について市が定める最低額（以下、最低額という。）を上昇させるかということは当然変わりますが、毎年 10 月に改定される最低賃金法に基づく最低賃金（以下、最低賃金という。）が、次年度の 10 月にも	

上昇することを想定した場合、最低賃金が最低額を上回るおそれがある職種について、前年の最低賃金の上昇率を乗じて最低額を引き上げたいということでございます。ただし、今後の最低賃金の上昇率の動向により左右されるため、最低賃金が最低額を上回る逆転現象が生じないよう、常に注視して対応していきたいと考えております。

会長 何か質問、意見等がありましたらお願いします。

委員A 給食配送員及び運転士については、平成34年までは最低賃金を下回ることはないだろうということで、最低額の改定は考えていないということでしょうか。

管財課長 今の設定条件においては、逆転はしないだろうと推測しておりますが、今後、最低賃金の上昇率の動向を注視し、逆転するおそれがある場合は当然引上げを行います。

副市長 補足させていただきますと、通常は、最低賃金とは別に、職員の給与、あるいは世間の相場等、職種によって違いますが、それが上がれば改定することになっておりますので、給食配送員等についても状況によって賃金が上がる可能性は当然あります。申し上げている今後の最低賃金の上昇率は、あくまでも3%という仮置きのものであります。もし、5%になったとすると、当然、給食配送員等についても影響してくるということで、職種というよりは最低賃金が最低額を上回る場合には、最低賃金のところまで上げるよりは、そのときの最低賃金は確保するような形で改定はしていきたいと考えております。最低賃金を確保していれば法的に問題ありませんが、公契約条例を目指す以上、最低賃金を上回る最低額をあらかじめ設定しておきたいと考えております。最低賃金が最低額を上回りそうな場合において、最低賃金の上昇を考慮した最低額を設定していく、職種を問わず設定していくということをお決めいただきたいと思います。

委員A 本来、賃金は、仕事の難易度によって発生しているものであると思います。例えば、平成30年4月において、清掃業務は919円、それより仕事の難易度が高いであろう給食配送員は1,031円、100円程度の差があります。給食配送員は、市の賃金ベースに応じた形で上昇するかもしれませんが、清掃業務は、最低賃金の上昇に伴い引き上げるとなると、本来ならば仕事の難易度によって生じている100円程度の差があったものが、平成34年になると、その差が縮まってしまいましたが、よろしいのでしょうか。

管財課長 毎年、その辺については十分検討していきたいと考えております。

委員B 長期継続契約は、一定の期間を設けて契約していると思っておりますが、その期間の総額で契約しているのでしょうか。

管財課長 総額での契約になります。契約期間が5年間であれば、大抵の場合、5年間の総額を60月で除して1か月当たりの金額を算出し、契約書にはその月額

を記載しております。

副市長 従来、長期の契約は、あらかじめ債務負担行為を設定して支払うことを担保して契約を締結しておりました。長期継続契約は、契約は5年間ですが、債務負担を組む必要がないということで、毎年度の予算の中で決定していくという形になっております。燃料の上昇等、やむを得ない事情がある場合には、その年度の予算の額で調整できるというのが長期継続契約であり、賃金の上昇分はその年に反映させることができる制度になっております。ただ、事業者の意見として、野田市発注の業務については引上げできますが、その引上げによる野田市発注以外の業務への影響、すなわち民間発注の業務の現場で働く人たちの扱いが非常に難しくなることは考慮してほしいという意見も伺っているところです。

委員C 例えば、清掃業務については、5年間の長期契約であったとしても、単年契約のように毎年改定していくという認識なのではないでしょうか。また、5年間、最低賃金を上回ることがないものについては、最低賃金とは別に、職員の給与や世間の相場等が上がれば改定することになっていることから、それぞれの職種に応じて最低額を設けるわけですが、5年契約のところにはその改定は反映されていません。最低賃金が最低額を上回りそうになった時に反映されるということになると、5年後の金額の上昇が大きくなり過ぎるという危惧があると思いますが、その辺の調整はどうお考えなのではないでしょうか。

管財課長 毎年改定するのかということですが、今の設定条件においては、清掃業務については毎年変わっていくだろうと考えております。また、5年目に最低賃金が最低額を上回りそうな場合は、新しい単価が適用されますので、その分は引き上がる部分があるということになると考えております。

委員C 最低額が最低賃金を下回ってはいけないことは当然のことですが、最低賃金をどれだけ上回っているかということが重要ではないということで、最終的に市の目標としては、市が考える最低額を満たしているような最低賃金であれば、最低賃金と市が定める最低額が同額でもいいような気がします。市が定める最低額は、いつまでも最低賃金を絶対上回っていなければならないのか、それとも、同額でもいいという時期がいずれ来るのかどうか、どのようにお考えでしょうか。

副市長 最低賃金が労働者の賃金の最低基準として十分な額になれば、そういうことになろうかと思いますが、十分かどうかはその時の経済状況や物価も含めて判断したいと考えておりますが、今の状況では十分と言える状況は訪れないのではないかと考えております。公契約条例では最低基準しか設けていないため、本来であれば熟練工等の基準まで設けて全体の底上げを図っていきたいという思いがありますが、市のレベルでは財政的にとても無理なので、条例制定当初から、地

方が動いて公契約条例を制定することで国を動かしていきたいというのが野田市の考え方です。最低賃金を満たせば十分と言っている自治体があることは、野田市として非常に心外であると考えております。最終的には、市の力だけではできませんが、市発注分だけでなく、全てのものが同じような形になっていけばいい、国においてはそこまで考慮していただきたいという思いがあり、公契約条例の現状から考えて役割が終わるというよりはむしろ高まっていくのではないかと考えております。

委員C 最低賃金を意識しすぎており、難易度が高い職種や人が集まりにくい職種で本来時給が高いものとの差が縮まってきてしまうため、この部分も適切に引き上げるべきではないでしょうか。

副市長 理想的にはそのとおりですが、ほかの様々な行政需要がある中で、現実的として野田市の財政規模においては不可能です。そもそも市レベルでは無理ということで国に動いてもらいたいということが野田市の考え方です。当初は清掃業務だけで始めましたが、清掃業務のみですと、ほかの職種に全く影響を及ぼさないため、職種別賃金を設けましたが、それが限界です。清掃業務の賃金のみの自治体も多数ございますが、それでは何の意味もないだろうと考えております。また、公契約条例を制定しない自治体の方が圧倒的に多いという状況では、野田市に財源があったとしても早々にはそこまでは取り組めない、取り組むべきではないと考えております。東京都が取り組めば話は別かもしれませんが、野田市だけがそこまでやっても国を動かすことはできず、逆にほかの自治体が引いてしまうという結果になるのではないかと現時点においては考えております。

委員C 例えば5年間の長期契約において、当初の契約段階で決まっていた最低額について、次年度の最低額を引き上げる際には市の予算が増額されるわけですが、議会の承認等どのような処理がされるのでしょうか。

副市長 3月議会で予算の承認を得る形になります。債務負担行為は、5年分まとめて承認を得ますが、長期継続契約は、契約期間が5年間でも予算の承認は毎年いただきます。

委員C 当初の契約に縛られる必要はないということでしょうか。

副市長 総価で入札を行っていることから、最低額の引上げについては縛られませんが、引下げについては契約上で縛られる形になると思います。

委員D 長期継続契約で5年間でいくらかという形で入札を経て、契約締結に至ると思います。当初は最低額が公表されておりますが、2年目以降の最低額は契約時点では分からないということになります。例えば、2年目の4月から賃上げ分を市が負担するという形になると、金額の変更について覚書的なものを交わすことになるのでしょうか。

管財課長 詳細については、これから検討するという部分もありますが、基本的には入札の段階において、新単価が適用される場合について、できるだけ分かるようにしていきたいと考えております。

副市長 最低額を引き上げた場合は、引き上げた額で変更契約させていただきますが、それを事前に担保するというようなことは、今のところ考えておりません。毎年10月の最低賃金の状況に応じ、翌年度の予算に反映させることから、事業者に対し、あらかじめお知らせをさせていただきたいと考えております。

委員C 最低賃金との逆転が起きないように、清掃業務等は、おそらく毎年引き上げになっていくだろうということですが、5年間の長期継続契約が履行中の場合、当初の契約時点において最低額が3年後、4年後いくらになっているのか事業者側では判断が難しいのではないかと思います。事業者と協議の上、市の負担により引き上げを実施していくということではよろしいでしょうか。

副市長 そのとおりでございます。

委員C 初年度の請負金額の総額と2年目の請負金額の総額が変わるわけで、金額が引き上げられた場合、当初交わした契約書について、何らかの書類の取り交わしはあるのかもしれませんが、今年度は新単価を適用してくださいという形で協議しながら進めていくという理解でよろしいでしょうか。

副市長 今後は、最低額を引き上げる可能性があり、それがいくらになるかは契約時点では分かりませんが、契約締結時において、最低額を引き上げる場合もあるということは明記させていただきたいと考えております。

委員A 契約時期による処遇の差について、よく理解できないのですが。

管財課長 5年間、最低賃金を上回られることがないものについては、最低賃金とは別に、職員の給与や世間の相場等に応じて改定するという事になっていることから、平成28年度の労働者の方でも、平成27年度に契約した場合と平成28年度に契約した場合では、単価がずれるところがあるということでございます。

委員A 例えば給食配送員の場合、平成30年4月に契約した場合は1,031円でしたが、市職員の賃金ベースが基準となって改定されることから、平成31年4月には新たな基準で1,035円という形になるということはないということでしょうか。

管財課長 市職員の初任給をベースに算出していますので変わります。具体的に申し上げますと、市職員の給与は、毎年人事院勧告により変動し、その変動部分が最低額に反映されますので、契約年度による単価のずれは生じてまいります。

副市長 例えば、設備の保守点検と言っても、ある工場は平成28年度から5年間、ある工場は平成30年度から5年間という形で開始年度が異なっており、契約途中で引き上げないわけですので、平成29年度に新しい基準になっていけば、平成28年度に比べ平成30年度は若干高くなります。同じ仕事でも差が出るという意味で

す。それを考慮することは、市の財政で負担できる範囲を超えており、差が出ることはやむを得ないだろうと考えております。

委員A 1,031円という額は、長期継続契約の中で見直しが入る場合があるという理解でよろしいでしょうか。

副市長 1,031円は、今の予想で行くと変わりませんが、例えば、最低賃金が大幅に5%上昇した場合には、最低賃金に逆転される危険もあるので、給食配送員についても改定することもあるということです。あくまでも最低賃金の上昇具合によって対応は変わるということです。

委員A 最低賃金を下回らないであろう高い時給の職種については、契約期間の5年間では改定しないということではよろしいでしょうか。

副市長 そのとおりでございます。

会長 ほかに御質問がなければ、最低賃金が最低額を超過するおそれがある場合には、前年度の最低賃金の上昇率を乗じて最低額を改めるという事務局案について御意見を頂きたいと思います。

委員A 今の現状、野田市の財政等からすると、御提案いただいた内容で運営していくことが最善の案であると考えます。

委員B 市の財政的負担は生じますが、事業者側の多分の負担にはならないということであれば、賛成いたします。

委員D 市の財政状況と公契約条例の意義を守っていくというところでは、良い案であると思っております。

委員E 契約期間中に、最低賃金と最低額の差が生じてしまった場合、市が賃金相当額の必要経費を負担し、改めて再契約をするということになると思っておりますが、適切に労働者の最低額が確保され、労働者にとって働きやすいやりがいのある労働環境になるという趣旨であれば私も賛同できると考えております。

副市長 最低賃金が最低額を上回る前に、適切に予算措置し、契約を締結してまいります。

委員F：いろいろとお話を聞いた上で、事務局案で了承したいと思います。

委員C 私も異議はございません。

会長 皆さん異議無しということで、事務局案を承認いたします。

3 その他

会長 続いて、次第3、その他について、事務局から何かありますか。

管財課長 工事に係る賃金の支払い状況について、御説明いたします。

<資料4～9ページについて説明>

会長 何か御質問等ございますか。

委員E 資料の提示ありがとうございます。建築一式ですと、建築現場においては若者が少ないという状況にある中で、85%から90%の方たちが39%といったことから、熟練労働者が多いという判断ができると思います。左官工については、根本的に人数が少ないという職種ですが、85%から90%というのは、これはいかななものかなと個人的には思っております。交通誘導員の方について、以前組合として賃金調査をさせていただいたことがあったのですが、公契約の現場だからという理由で上乘せの手当がついているというアンケート結果から、交通誘導員そもそもの賃金が低すぎるという判断をしており、組合として全体的な底上げを図り、より多くのサンプルを調査していきたいと思っております。

また、別の団体から聞いたところによりますと、本来であれば大工であるところを普通作業員として報告しているというような話を耳にしたことがございます。5年、10年やっている方が普通作業員なのかというようなところについて、注視していきたいと思っております。全体的に、80%から90%台が40%ということですので、設計労務単価の85%といったところについては仕方がないと思いますが、建設労働者の処遇改善というような意味であれば、88%程度の設定も必要ではないかなどと思っております。

委員B 交通誘導員についてのお話がありましたが、私たちが交通誘導員の事業者にお支払いしている額は、設計労務単価よりも大分高い単価でお支払いしています。誘導員に実際に支払われている賃金は、私たちが払っているものより大分離れているというのが現状のようです。設計労務単価は、国県レベルの話ですので市にお願いするのもどうかと思っておりますが、そのような実情について御承知おきいただきたいと思います。

委員C 市として、今後、労務単価の比率をどうするかという方針はありますか。

副市長 ほとんどの自治体で9割となっておりますので、以前から上げようという気持ちは持っておりますが、野田市における割合からすると、少し難しいというところがございます。ほかの自治体では9割とは別に、見習いということで極端に安い単価を設定して、見習いかどうかの判断は業者の方に任せるという形で実質的には低い単価で良いというところもございますので、9割がいいのか、88%又は87%がいいのか、当然労働者の賃金の確保からすれば引き上げたい希望はありますが、より実態を調査していきたいと思っております。もし、労働団体からそのような情報を提供いただければ、それも検討の材料にしていきたいと思っております。また、事業者の方からも、情報をお寄せいただければ非常に有り難いと思っております。

委員A 6ページ以降の賃金ですが、国が定める設計労務単価に対して85%ということで労務単価を決めておりますが、設計労務単価に対して85%から90%の支払いになっているのか、設計労務単価の85%に対して85%から90%の支払いになっているのか、どちらでしょうか。

副市長 条例、契約上で制約しているのは、設計労務単価の85%以上を支払ってくださいということです。

会長 事務局からほかに何かございますか。

管財課長補佐 今年度の開催は今回までとなります。次回開催に当たっては、改めて御連絡いたします。

会長 委員の皆様から何かございますか。

<意見無し>

4 閉会

会長 以上をもちまして、平成29年度第3回野田市公契約審議会を閉会いたします。
大変お疲れ様でした。